

ファクトシート：マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（バングラデシュ）

2019年8月

1. 事業の概要

- 目的：1,200MW（600MWx2基）の超々臨界圧（USC: Ultra Super Critical）石炭火力発電所及び関連施設（石炭輸入用港湾、送電線等）を設置し、電力供給を行うこと。JICAの支援対象コンポーネントは以下の通り。

- ① 超々臨界圧石炭火力発電所（600MWx2基）、石炭搬入用港湾（最大水深約18.5m）
- ② 送電線（400kV送電線約92km、鉄塔等）
- ③ アクセス道路（橋梁約675km、新規道路建設約8.5km、既存道路補修約34.5km等）
- ④ 周辺地域電化（132kV送電線約25km、132/33kV及び33/11kV変電所、33/11/6.35/0.4kV配電設備）
- ⑤ 資機材調達（大型車両、計器、防災設備等）
- ⑥ コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、組織強化等）

- サイト位置：
チッタゴン管内コックスバザール県、
チッタゴン県、マタバリ地区



- 総事業費：約7,004億円
- 事業実施者：バングラデシュ石炭火力発電会社（CPGCBL）、バングラデシュ送電会社（PGCB）、道路交通橋梁省道路・国道部（RHD）
- EPC契約：住友商事、東芝、IHI
- 融資機関：国際協力機構（JICA）が下記の契約に基づいて支援中。
 - 第1期（2014年6月L/A調印）：414.98億円
 - 第2期（2016年6月L/A調印）：378.21億円
 - 第3期（2017年6月L/A調印）：107.45億円

- 第4期（2018年6月L/A調印）：673.11億円
- 第5期（2019年7月L/A調印）：1431.27億円

➤ 運転開始予定：2024年1月

2. 事業の経緯

2012年11月2日	JICA 環境社会配慮助言委員会、協力準備調査のスクーピング案についての環境社会配慮に関する助言確定 ¹
2013年5月10日	JICA 環境社会配慮助言委員会、協力準備調査の DFR についての環境社会配慮に関する助言確定 ²
2013年6月	CPGCBL、環境影響評価（EIA）完成 ³
2013年7月22日	CPGCBL、バングラデシュ環境森林省環境局（DoE）に EIA 提出 ⁴
2013年10月10日	DoE、発電所及び港湾の建設・整備に係る EIA 承認
2013年10月28日	JICA、住民移転計画（Land Acquisition and Resettlement Action Pan; LARAP）公開
2013年11月19日	DoE、送電線及びアクセス道路の建設・整備に係る EIA 承認
2014年6月16日	JICA 及びバングラデシュ政府、第1期借款契約（L/A）調印 ⁵
2015年3月	JICA、事業準備調査報告書公開
2016年6月29日	JICA 及びバングラデシュ政府、第2期借款契約（L/A）調印 ⁶
2017年6月29日	JICA 及びバングラデシュ政府、第3期借款契約（L/A）調印 ⁷
2017年8月23日	住友商事、東芝、IHI の3社、EPC 契約締結発表
2017年10月18日	NEXI、住友商事及び IHI の受注部分に対する付保決定 ⁸
2018年1月28日	着工
2018年3月8日	JICA、アクセス道路の住民移転計画（Land Acquisition and Resettlement Action Pan; LARAP）公開
2018年4月13日	JICA 環境社会配慮助言委員会、アクセス道路の追加的な建設に関する

¹ 「バングラデシュ国 チッタゴン石炭火力発電所建設事業（協力準備調査（有償））スクーピング案に対する助言」、2012年11月2日。

https://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq00000newlq-att/ban03_sco_jogen.pdf

² 「バングラデシュ国「チッタゴン石炭火力発電所建設事業」（協力準備調査（有償））ドラフトファイナルレポートに対する助言」、2013年5月10日。

https://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq00000newlq-att/ban03_DFR_jogen.pdf

³ “Report on Environmental Impact Assessment of Construction of Matarbari 600X2 MW Coal Fired Power Plant and Associated Facilities,”

<https://libportal.jica.go.jp/library/Data/DocforEnvironment/EIA-EPC/EastAsia-SouthwesternAsian/ChittagongACFPDP/BCEIA.pdf>

⁴ https://libportal.jica.go.jp/library/Data/DocforEnvironment/EIA-EPC/EastAsia-SouthwesternAsian/ChittagongACFPDP/BCEIA_Approval.pdf

⁵ https://www.jica.go.jp/press/2014/20140616_01.html

⁶ https://www.jica.go.jp/press/2016/20160629_01.html

⁷ https://www.jica.go.jp/press/2017/20170629_02.html

⁸ NEXI、「バングラデシュ人民共和国／マタバリ超々臨界圧石炭火力発電所・港湾建設案件への支援」、2017年10月18日。<https://www.nexi.go.jp/topics/newsrelease/2017100602.html>

	環境レビューについての環境社会配慮に関する助言確定 ⁹
2018年6月14日	JICA 及びバングラデシュ政府、第4期借款契約（L/A）調印 ¹⁰
2018年9月11日	JICA バングラデシュ事務所、ダッカ事務所にて現地 NGO と会合
2019年4月15日	CPGCBL と JICA が被害住民及び現地 NGO に対して協議会を開催
2019年7月1日	JICA 及びバングラデシュ政府、第5期借款契約（L/A）調印 ¹¹

3. 主な問題点



北西ゲート付近の様子。右側が事業サイト。



建設中の移転住民向け代替家屋

1) **浸水害の悪化**：工事開始前、現地には複数の水門が設置され、水門の開閉によって浸水害被害を軽減してきた。しかし、同事業の工事に伴い3つの水門が閉鎖された。現地の住民及び NGO は、家屋、畑、水田、学校等が浸水し、食料、飲料水が十分に確保できず、子どもの溺死事故が生じたと指摘している。また、この地域は過去に深刻な浸水被害を経験したことがなく、同事業の開始後に浸水害が深刻化したとのことである。これに対し、JICA 側は同事業と水害の因果関係はないと主張している。しかし、そもそもこういった災害は因果関係の立証そのものが困難である上、事業実施前の水位や例年の被害状況のデータ測定等がなされていない。また、仮に因果関係の立証ができなくても被害地域は JICA のプロジェクトの影響を受け得るエリアにあり、同事業による影響の可能性はゼロではない。したがって、今後、同様の被害が生じないよう予防策を講じ、さらに被害が生じたときの救援体制を整備するべきである。

2) **不十分な生計回復**：マタバリ地区は、乾季は塩田、雨季はエビの養殖がさかんな場所である。同事業のプロジェクトサイトも元々は、塩田及びエビ養殖場として利用されていたところであり、多くの住民がこれに従事し生計を立てて来たが、同発電所の建設によって失業した。JICA の LARAP によると、プロジェクトの影響を直接受けると想定される被影響住民は 343 世帯（2031 名）であり、その 70%が塩田またはエビ養殖従事者である。また、塩田及びエビ養殖場の土地所有者・使用者以外にも、彼らに雇われて生計を立てていた人数が 1057 名である。現地の NGO に

⁹ 「バングラデシュ国マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（有償資金協力）環境レビューに対する助言」、2018年4月13日。

https://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq00000newlq-att/ban07_KAN_jogen.pdf

¹⁰ https://www.jica.go.jp/press/2018/20180614_02.html

¹¹ https://www.jica.go.jp/press/2019/20190701_31.html

よれば、被影響住民たちの大多数が再就業できず、失業に苦しんでいるとのことである。現地では仕事を求める住民抗議が繰り返し起きて来た。JICAによると、建設現場で約1100～1700人の一時的な雇用は実施されているとのことだが、その数が不十分であり、継続性のない短期雇用にすぎない。被影響住民に対して実施される職業訓練を受講済ないし受講中であるのは194名（2018年5月時点）であり、再就職ができたのはその一部のみとのことである。したがって、JICAの環境社会配慮ガイドラインで明示されている生計手段の喪失及び補償について適切に配慮・実施されておらず、また社会的合意が適切に達成されたとは考えにくい。

3) **代替家屋提供の大幅な遅延・不十分な補償支払い**：現地では40世帯以上の住民移転が行われた。JICAによれば、現在、移転住民は補償を受けて政府保有の土地に無償で住んでいるとのことであるが、どの地点にどのような家を建てて生活しているのか把握していない。現地NGOによれば、移転住民は周辺の借家で高額な家賃を負担して住んでいる状況とのことである。代替家屋については2018年12月現在で10世帯程度が建設中であり、その建設作業も大幅に遅れている。また、補償についても、補償申請書類を提出したが当局から何の返答も得られていない住民も見受けられた。JICAは補償実施率に関する情報公開を拒否している。

4) **コミュニティ道路の破損及び交通事故**：マタバリの狭いコミュニティ道路にプロジェクトの関係車両（重量のある車両を含む）が頻繁に往来しており、道路の破損および住民らの安全に関する苦情がある。JICAは、今後、新たなアクセス道路を建設予定とのことだが、住民の安全を考慮すれば、アクセス道路を建設してから、建設工事に取り掛かるべきであった。

5) **周辺河川への土砂流入・堆積**：事業地東側の排水ゲートから、大量の土砂を含む水が排水されており、コヘリア川に大量の土砂が堆積し、船の運航などに影響を及ぼしている。実施機関及びJICAは事業との因果関係は認めていないが、排水ゲート付近の水位測定を開始し、浚渫工事を実施した。しかし、浚渫は事業地周辺の一部だけで、船の通行に十分な浚渫が行われていないと指摘されている。